令和３年度
幼稚園等入園申し込みの手引き

※支給認定申請書を提出する前に必ずご一読ください※

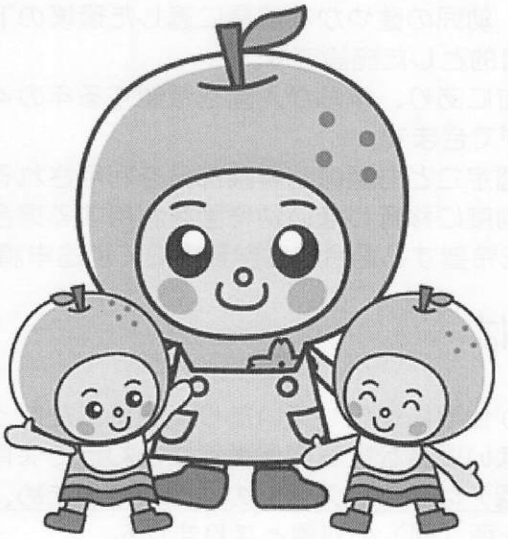

〈令和３年度年齢確認表〉

年　齢	生　年　月　日
5歳児	平成２７年4月２日生　～　平成２８年4月１日生
4歳児	平成２８年4月２日生　～　平成２９年4月１日生
3歳児	平成２９年4月２日生　～　平成３０年4月１日生

※年齢は各年の４月１日現在の年齢で決定します。（満年齢ではありません）

ただし、希望の園によっては満３歳児から受け入れをしている園もございますので、
ご自身でご確認ください。

〈入園手続きの流れ〉

園に問い合わせ　→　申請書入手　→　支給認定申請書の提出　→　結果通知　→　入園

お問い合わせ先

神川町役場　町民福祉課　子育て支援担当

TEL：0495-77-2112
FAX：0495-77-2117

1． 幼稚園・認定こども園の1号認定（幼稚園部分）とは

★幼稚園・認定こども園の1号認定（教育認定である幼稚園部分）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児の健やかな成長に適した環境の下、幼児を教育保育し、その心身の成長を支援することを目的とした施設です。

★神川幼稚園は住所が神川町にあり、年齢が入園を希望する年の４月１日時点満３歳以上であればどなたでも入園することができます。

★教育認定により幼稚園や認定こども園の幼稚園部分を利用される場合には、神川町役場で申請をする必要があります。新制度に移行しない幼稚園を利用する場合には町民福祉課でのお手続きはございませんが、無償化を希望する場合には学務課にて別途申請および認定が必要です。

2． 保育所（園）とは

★保育所（園）は、保護者が仕事に従事していたり、病気にかかっていたりするため家庭において十分保育することができない児童を家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設です。

したがって、保育所（園）は小学校入学前の幼児教育のため、あるいは、集団生活に慣れさせるためといった理由では入所（園）の対象となりません。

あくまでも、保護者の就労等により、家庭で保育できない児童が対象となります。

3． 支給認定について

★新制度に移行した幼稚園・保育所・認定こども園を利用する場合、町の支給認定を受ける必要があります。

申請により、お子さんの年齢や保育の必要性に応じた認定証が交付され、認定区分に基づく利用時間等により、施設を利用することになります。

ただし、この支給認定は、利用可能となる認定区分を判定するものであり、入所（園）を保証するものではありません。

認定区分	認定の要件	主な利用先
１号認定	満３歳以上で幼稚園等（教育）の利用を希望する場合	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
２号認定注1	満３歳以上で保育所等の利用を希望する場合	保育所（園） 認定こども園（保育所部分）
３号認定注1	満３歳未満で保育所等の利用を希望する場合	保育所（園）、地域型保育 認定こども園（保育所部分）

注１：２号・３号認定は、併せて「保育の必要量」について、家庭の就労状況等に応じて、『保育標準時間(最長１１時間)』と『保育短時間(最長８時間)』に区分し、認定します。

★支給認定の有効期間

支給認定には保育の必要な事由等に応じて、有効期間が定められています。ただし、保育の必要な事由に該当しなくなった場合には、その時点で支給認定は取り消しとなります。

認定区分	支給認定の有効期間
1号認定	小学校就学の始期まで
2号認定	小学校就学の始期まで(保育の必要な事由が次ページの表以外の場合)
3号認定	3歳の誕生日の前々日まで(保育の必要な事由が次ページの表以外の場合)

保育の必要な事由が、妊娠出産・求職活動・就学・職業訓練・育児休業・その他の場合

保育の必要な事由	支給認定の有効期間
妊娠・出産	出産日から起算して出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
求職活動	90日を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
就学	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間
育児休業	育児休業期間の開始日から起算して1年を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間
その他	その他の保育の必要な事由に類する有効期間に応じる期間まで

★障がいのある児童の入所（園）について

障がいがあると思われる児童についての入所（園）は、以下の要件を満たしていることが必要です。

ア．障がいの程度が軽度から中程度であること

イ．集団生活が可能であること

ウ．おおむね3歳児以上であること（保育認定希望の方）

4. 幼稚園認定（１号認定）を希望される方へ

★施設の利用申込みにあたっては、次の書類が必要となります。

＜提出書類＞

①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（変更）申請書・現況届・施設等利用申込書

児童１人について１枚提出してください。

※婚姻歴のないひとり親の方は、「寡婦（夫）控除みなし適用申立書」を行います。

※「個人番号」の収集

平成２８年度１月からマイナンバー制度が始まり、申請には生計が同一の方全員の個人番号カードまたは通知カードが必要となります。又、提出される方の本人確認書類の提示をお願いします。

＜申請受付期間＞

【令和3年4月入園希望の場合】

★神川幼稚園に入園希望の場合は、令和２年10月26日から令和２年１０月３０日までに神川幼稚園又は神川町役場町民福祉課へ申請をしてください。

★神川幼稚園以外の施設を希望される場合には、幼稚園・認定こども園に直接連絡を取っていただき、入園が決まった後に神川町役場町民福祉課に申請をしてください。

★他市町村の幼稚園・認定こども園に入園される場合でも神川町へ申請書の提出が必要となります。

【5月～3月入園（途中入園）希望の場合】

★施設の入園は、各月１日となります。年度途中の入園申請は、希望する月の前月１５日までに、神川町役場町民福祉課に書類をそろえて申請をしてください。

★神川幼稚園以外の施設を希望される場合には、4月入園と同様に幼稚園・認定こども園に直接連絡を取っていただき、入園が決まった後に神川町役場町民福祉課に申請をしてください。

★申請後の事情変更等により、入園申請を取り下げる場合は、必ず２０日までに印鑑を持参のうえ町民福祉課へお越しください。

5. 入園決定

★神川幼稚園の新年度４月入園の決定は、１２月頃に通知いたします。神川幼稚園以外の施設の４月入園が決定した場合には、随時通知をいたします。年度途中の場合は入園する月の前月２０日頃に通知します。

★施設にはそれぞれ定員が決められています。したがって、基準に該当しても定員以上の申込があった場合は、入園することができない場合があります。

6. 神川幼稚園の預かり保育に関して

★神川幼稚園では教育認定時間前後の時間に預かり保育を行っています。預かり保育を利用できるのは神川幼稚園に在籍している児童のみです。下記の理由で預かり保育を利用する際には無償化の対象となります。無償化になるためには別途申請が必要となります。令和３年度より神川幼稚園に入園が決まった方には申請時期を設ける予定です。途中入園の方は随時申請を受け付けます。
※預かり保育の時間等、詳しいことに関しては神川幼稚園にお問合せください。
※おやつ代は無償化になりませんのでご注意ください。

保育の必要な事由	保護者の状況	必要な証明書
就労	１か月あたりの就労時間が48時間以上であること。	就労証明書
妊娠・出産	妊娠中・出産後間もないこと。 （出産予定日の前後2か月間）	母子手帳 （表紙の氏名と出産予定日が載っているページ）
病気・障害	病気やけが、心身に障害があること	医師の診断書 （家庭での保育が困難であることが明記されているもの） 障害手帳の写し
病人の看護・介護	病人・障害のある人がいるため、看護を常態としていること。	医師の診断書 (常時看護・介護必要とあるもの）
災害復旧	震災・風水害等の災害の復旧に当たっていること。	罹災証明
求職活動	求職活動を行っていること。	誓約書
就学	就学や職業訓練等を行っていること。	在学証明書
虐待・DV	虐待・DVを受けているおそれがあること。	-
育児休業	育児休業取得時に保育を利用していること。	就労証明書
その他	その他、類するような状態であること。	-

※支給認定は、毎年度、現況確認のため、現況届により保育の必要な事由・保育の必要量等について確認を行います。

7. 利用者負担額（保育料等）

★令和元年１０月より幼児教育・保育の無償化が始まり「３歳児から５歳児まで」と「０歳児から２歳児までの住民税非課税世帯」の保育料が無償となりました。

★主食費（ごはん・パン・めん等）と副食費（おかず・おかし等）を、幼稚園や認定こども園にお支払いいただきます。ただし、所得等により副食費が免除になる場合があります。

★副食費の免除については、下記の資料に基づいて決定しています。
４月から８月分：令和２年度市町村民税資料（令和元年１月～１２月の所得による）
９月から３月分：令和３年度市町村民税資料（令和２年１月～１２月の所得による）

★令和２年１月１日又は令和３年１月１日（算定基準日）時点で本町に住民登録があった方は、申請時に頂いた同意に基づき、課税状況を確認のうえ、副食費の免除の対象となるかを判定しますので、書類の提出は不要です。ただし、引っ越しや単身赴任等により、算定基準日に本町に住民登録がなかった方は、次の資料を提出してください。

対象者	提出書類	備考
令和２年１月１日時点で神川町に住民登録がなかった方	保護者と配偶者の個人番号（マイナンバー）	●個人番号（マイナンバー）のご提出をお願いします。また、生計を同じくしている方は、児童と住民登録上の住所が別であっても個人番号（マイナンバー）の提出が必要です。その場合には申し出てください。
令和３年１月１日時点で神川町に住民登録がない方	上記と同様	●上記と同様。 ※９月分からの副食費の免除になるかを判定する際に必要となります。

※ 副食費の免除の対象となるかを判定する際に、市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧します。所得の申告を行っていない場合には判定ができません。そのため収入の有無に関わらず所得の申告を必ず行ってください。

※世帯には、内縁の夫（妻）や単身赴任等で住民票が別になっている父母等の保護者も含みます。

★神川幼稚園の主食費・副食費の納付方法は、原則として口座振替で埼玉ひびきの農協のみとなります。振替日は毎月15日（土日・祝日の場合には翌営業日）です。15日に振替ができなかった場合は25日にもう１度振替をします。

★<u>神川幼稚園以外の幼稚園や認定こども園</u>に入園する場合、主食費・副食費は入園する施設に直接支払うことになります。

8．退園する場合

次の場合には、前月２０日までに、「支給認定証」を添えて必ず届け出をお願いします。

★神川町から転出する場合

★長期間にわたって休園する場合は、休園制度がありませんので退園となります。

9．申請・届出事項に変更があった場合

変更申請（届）を変更内容のわかる書類と「支給認定証」を添えて速やかに提出してください。

（例）神川町内で転居した場合等